

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 4
- 北九州市交通安全対策事業推進基金条例【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課】 5
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例【産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課】 6
- 北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例【産業経済局農林水産部農林課】 1 1

◇ 規 則

- 北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課】 1 5
- 北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則【産業経済局農林水産部農林課】 1 6

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 1 7

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 2 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。
この条例は、平成30年3月20日から施行することにしました。

◇北九州市交通安全対策事業推進基金条例

黒土始氏から交通安全対策に関する事業の推進に役立てることを希望して北九州市に寄付された寄付金を基として、当該事業を推進するため、北九州市交通安全対策推進基金を設置することにしました。

条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、平成30年3月20日から施行することにしました。

◇地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

地域における産業の集積を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域における経済活動を牽引する事業を促進するため、製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等に関する事項について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定めることにしました。

この条例は、平成30年3月20日から施行することにしました。

◇北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例

土地改良法の規定により市が施行する土地改良事業に要する経費に充てるため、同法の規定により賦課徴収する金銭及び特別徴収金に関し必要な事項を定めることにしました。

この条例は、平成30年3月20日から施行することにしました。

◇北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則

北九州市交通安全対策事業推進基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成30年3月20日から施行することにしました。

◇北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成30年3月20日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第42条第9項中「施行規則第10条の2の10で定めるもの」を「法第343条第9項の総務省令で定めるもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市交通安全対策事業推進基金条例をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市交通安全対策事業推進基金条例

(設置)

第1条 黒土始氏から交通安全対策に関する事業の推進に役立てることを希望して北九州市に寄付された寄付金を基として、当該事業を推進するため、北九州市交通安全対策事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、前条の寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金の設置の目的を達するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、基金の残額がなくなった日を限り、その効力を失う。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第3号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が別表に定める甲種区域に存する場合で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該既存工場等において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同表の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1 S - G_1$ とし、0.

1 $S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15 S - E_1$ とし、

$0.15 S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届

け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計
 3 別表に定める甲種区域に存する既存工場等において施行日以後に生産施設の面積の変更が行われる場合であって、当該既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、前項の規定にかかわらず、別表の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1 S - G_1$ とし、 $0.1 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15 S - E_1$ とし、 $0.15 S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 前 2 項の規定は、既存工場等が別表に定める丙種区域に存する場合について準用する。この場合において、前 2 項中「0.1」とあるのは「0.07」と、「0.15」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

（工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく市準則を定める条例の一部改正）

5 工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく市準則を定める条例（平成 11 年北九州市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

別表第 2 の第 2 種区域の若松区の項中「大字安瀬」の次に「（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 30 年北九州市条例第 号。以下「地域未来投資促進法準則条例」という。）別表に定める区域を除く。）」を加え、「地域に限る」を「地域に限り、地域未来投資促進法準則条例別表に定める区域を除く」に改める。

別表（第3条関係）

区域の区分	設定区域		緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	若松区	響町一丁目（法第6条の同意基本計画において定めた重点促進区域において法第9条第1項の規定により市が指定した工場立地特例対象区域（以下「工場立地特例対象区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）と定められた地域に限る。）、響町二丁目（工場立地特例対象区域のうち、準工業地域と定められた地域に限る。）	100分の10以上	100分の15以上
丙種区域	若松区	大字安瀬（工場立地特例対象区域に限る。）、向洋町（工場立地特例対象区域に限る。）、響町一丁目（工場立地特例対象区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）と定められた地域に限る。）、響町二丁目（工場立地特例対象区域のうち、工業専用地域と定められた地域に限る。）	100分の7以上	100分の10以上

備考 この表において「甲種区域」及び「丙種区域」とは、法第9条第2項の規定により公表された基準に定める区域の区分の甲種区域及び丙種区域をいう。

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の2第1項の規定により市が施行する土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費に充てるため、法第96条の4第1項において準用する法第36条第1項の規定により賦課徴収する金銭（以下「賦課金」という。）及び法第96条の4第1項において準用する法第36条の2第1項の規定により徴収する徴収金（以下「特別徴収金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(賦課金の徴収)

第3条 市は、別表に掲げる事業を行うときは、その事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものその他法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第36条第1項の農林水産省令で定める者（以下この項及び次条第2項において「受益者等」という。）に対し、受益者等の受ける利益を限度として、賦課金を徴収する。

2 賦課金は、毎年度市長が指定する時期に徴収する。

(賦課金の額)

第4条 賦課金の総額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を上限として、市長が別に定める。

2 受益者等からそれぞれ徴収する賦課金の額は、受益者等の受ける利益に応じて前項の規定により定められた賦課金の総額を割り振って市長が定める。

(特別徴収金)

第5条 市は、事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して8年を経過する日までの間に、その法第3条に規定する資格に係る土地を当該事業の計画において予定する

用途以外の用途（以下この条において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 特別徴収金の額は、当該事業を施行した地域内の土地の単位面積当たりの事業費に前項に規定する目的外用途に供した土地（以下この項において「対象地」という。）の面積を乗じて得た額から、対象地に係る第4条の規定による賦課金の額を差し引いて得た額の全部とする。

（賦課金及び特別徴収金の免除等）

第6条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、賦課金又は特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、賦課金又は特別徴収金に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）の定めるところによる。

（審査請求）

第7条 この条例の規定による賦課金又は特別徴収金に係る処分について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

事業		賦課金の総額の上限額
1 土地改良 施設の新設 、管理、廃 止若しくは 変更又は農 用地の改良 若しくは保 全のため必 要な事業	(1) ため 池整備事業 (次号に掲 げるものを 除く。)	各年度の事業費から当該年度中に国又は福岡県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の100分の30（当該事業の受益地の全部又は一部が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）である場合は、100分の10）に相当する金額
	(2) ため 池整備事業 (国庫補助 金の対象外 である事業 のうち、福 岡県の補助 金の対象と なるもの)	各年度の事業費から当該年度中に福岡県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の100分の50（当該事業の受益地の全部又は一部が農用地区域である場合は、100分の20）に相当する金額
	(3) その 他の事業	各年度の事業費から当該年度中に国又は福岡県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の100分の50に相当する金額
2 区画整理	ほ場整備事業	各年度の事業費の100分の20に相当する金額
3 農用地又 は土地改良 施設の災害 復旧	(1) 農用 地の災害復 旧事業	各年度の事業費から当該年度中に国又は福岡県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の100分の50に相当する金額（当該額が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第9条第6号の規定により算定される金額を超える場合は、当該

	算定される金額)
(2) 農業 用施設の災 害復旧事業	各年度の事業費から当該年度中に国又は福岡県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の100分の20(当該農業用施設の受益地の全部又は一部が農用地区域である場合は、100分の10)に相当する金額

北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則

(基金の管理)

第1条 北九州市交通安全対策事業推進基金（以下「基金」という。）は、市民文化スポーツ局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市交通安全対策事業推進基金条例（平成30年北九州市条例第2号）第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度市民文化スポーツ局長が財政局長と協議の上定める。

(帳簿)

第3条 市民文化スポーツ局長は、北九州市交通安全対策事業推進基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化スポーツ局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、基金の残額がなくなった日を限り、その効力を失う。

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第11号

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例（平成30年北九州市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課金の額)

第2条 市長は、別に定める場合を除き、条例第4条第2項の規定により、受益者等に係る当該事業の施行に係る地域内にある土地の地積に応じて賦課金の額を決定する。

(賦課金及び特別徴収金の免除の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により賦課金又は特別徴収金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別に定める申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 68 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 30 年 2 月 16 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	18台	平成30年 2月14日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	7台	平成30年 2月22日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成30年 2月9日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成30年 2月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	平成30年 2月2日	
	5台	平成30年 2月9日	
	4台	平成30年 2月19日	
	2台	平成30年 2月22日	
1台	平成30年 2月26日		
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成30年 2月13日	北九州市小倉南区八重洲16番 八重洲自転車保管所
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成30年 2月7日	
小倉南区自転車放置禁	3台	平成30年	北九州市小倉南区下城野一

止区域外

	2月1日	丁目1番 下城野自転車保管所
21台	平成30年 2月2日	
8台	平成30年 2月6日	
13台	平成30年 2月7日	
9台	平成30年 2月8日	
1台	平成30年 2月9日	
1台	平成30年 2月13日	
2台	平成30年 2月14日	
1台	平成30年 2月16日	
9台	平成30年 2月21日	
4台	平成30年 2月23日	
4台	平成30年 2月27日	

若松区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年 2月22日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成30年 2月23日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成30年 2月8日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成30年 2月20日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	平成30年 2月15日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	平成30年 2月21日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成30年 2月5日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年 2月2日	
	2台	平成30年 2月27日	

北九州市公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年3月20日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曾根東二丁目1 961番6	北九州市小倉北区浅野二丁目14 番1号小倉興産KMMビル ヒューマンブリッジ株式会社 代表取締役 青山 雄
北九州市門司区大字吉志1464番 1	北九州市門司区吉志七丁目3番1 0号 中田 誠 中田照美